髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 九
 内

 丁目
 12
 22
 0

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

Z	例			ページ
	◎一般社団	法人及	ない一般財団法人に関する法律及び公益	È
	社団法人	及び公	な 益財団法人の認定等に関する法律の施	ī
	行に伴う	関係法	会律の整備等に関する法律の施行に伴う	
	関係条例	の整備	前に関する条例	3
	◎高知県行	政手続	完条例の一部を改正する条例	3
	◎高知県議	会議員	員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に	-
	関する条	例の一	一部を改正する条例	5
	◎高知県税	条例0)一部を改正する条例	6
	◎高知県手	数料律	枚収条例の一部を改正する条例	7
	◎高知県ク	リーニ	-ング業法施行条例の一部を改正する条	3
	例			7
	◎高知県卸	売市場	景条例の一部を改正する条例	7
	◎高知県警	察の設	设置及び定員に関する条例の一部を改正	Ē
	する条例			8

公布された条例のあらまし

- ◆一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整 備に関する条例(高知県条例第38号)
- 1 条例制定の目的

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)が施行され、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人に係る根拠規定が削除されること等に伴い、関係条例について規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年12月1日から施行することとした。

- ◆高知県行政手続条例の一部を改正する条例(高知県条例第39号)
- 1 条例改正の目的

行政運営における更なる公正の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続法(平成5年法律第88号)が一部改正されたことを考慮し、規則等を定める県の機関が規則等を定めようとする場合に、その規則等の案及びこれに関係する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求める手続を定める等必要な改正をすることとした。

- 2 主要な内容
- (1) 定義(第2条)

「規則等」とは、県の機関が定める規則、処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準及び行政指導指針をいうこと。

- (2) 意見公募手続等(第37条から第44条まで)
- ア 規則等を定める県の機関は、規則等を定めるに当たっては、根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにし、制定後においても内容の適正確保に努めなければならないこと。
- イ 規則等を定める県の機関は、次のとおり意見公募手続を実施しなければならない こと。
- (ア) 具体的かつ明確な内容の規則等の案及び関連資料をあらかじめ公示すること。
- (イ) 30日以上の意見提出期間を置き、広く一般の意見を求めること。
- (ウ) 提出意見を十分に考慮すること。
- (エ) 提出意見の内容、提出意見を考慮した結果等を公示すること。
- ウ 次の規則等を定める場合には、意見公募手続を実施することを要せず、規則等の 公布と同時期に、意見公募手続を実施しなかった理由等を公示しなければならない こと。
- (ア) 公益上、緊急を要する規則等
- (イ) 規則等を定める県の機関以外の県の機関が意見公募手続を実施して定めた規 則等又は国の機関等が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の規 則等
- (ウ) 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする規則等
- エ イ及びウの公示は、情報通信の技術を利用する方法により行うものとすること。
- (3) 適用除外(第3条及び第4条)

账

次の規則等を定める行為については、(2)の意見公募手続等は、適用しないこと。

- ア 条例の施行期日について定める規則
- イ 公務員の勤務条件について定める規則等
- ウ 県の組織について定める規則等
- エ 県の予算、決算及び会計並びに財産及び物品の管理について定める規則等
- (4) 規則等を定めようとするときは、この条例の施行前においても、(2)の意見公募 手続等の例により、意見公募手続を実施することができること。(附則第2項)
- 3 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。ただし、2の(4)は、公布の日から施行することとした。

- ◆高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (高知県条例第40号)
- 1 条例改正の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)が一部改正されたことを考慮し、議会の議長、副議長及び議員が会議規則で定める議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したときに費用弁償をすることができるようにすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

- ◆高知県税条例の一部を改正する条例(高知県条例第41号)
- 1 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正を考慮し、個人の県民税の寄附金控除の適用対象に所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの等を加えることとする等必要な改正をすることとした。

- 2 主要な内容
- (1) 県税事務所長に対する知事の権限の委任に係る規定の整備を行うこと。(第5条)
- (2) 所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち住民の福祉の増進に寄与する 寄附金として次に掲げる寄附金を個人の県民税の寄附金控除の適用対象に加えること。(第39条の2)
- ア 財務大臣が指定した寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体に 対する寄附金
- イ 特定公益法人の主たる目的である業務に関連する寄附金のうち、県内に主たる事 務所を有する法人に対する寄附金
- ウ 所得税の特定寄附金とみなされる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法 人に対する寄附金
- エ アからウまでに掲げる寄附金のほか、本県における教育又は科学の振興、文化の 向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして知事が指定 する寄附金
- (3) (2)のエによる寄附金の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、平成21 年4月1日前においても行うことができること。(附則第2項)
- 3 施行期日

この条例中2の(1)及び(3)は公布の日から、2の(2)は平成21年4月1日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第42号)

1 条例改正の目的

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)の施行により保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)が一部改正されたことを考慮し、処分を受けた准看護師に対して受けることを命ずることができる准看護師としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修の実施等の事務に係る手数料を新たに徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、公布の日から施行することとした。

- ◆高知県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例(高知県条例第43号)
- 1 条例改正の目的

クリーニング業の形態及び一般家庭の生活様式の変化等を考慮し、洗濯物の受取及び 引渡しのみをするクリーニング所において指定洗濯物の取扱いができることとし、その 際に講じなければならない措置を規定することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の目から施行することとした。

- ◆高知県卸売市場条例の一部を改正する条例(高知県条例第44号)
- 1 条例改正の目的

卸売市場法(昭和46年法律第35号)の一部改正により卸売業者が中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならないとする規制が廃止されることを考慮し、地方卸売市場における同様の規制に係る規定を削除するとともに、地方卸売市場の開設等の許可証の書換え交付に係る規定を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例中第16条の改正規定は平成21年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行することとした。

- ◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第45号)
- 1 条例改正の目的

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法 律第80号)の施行による警察法(昭和29年法律第162号)の一部改正に伴い、警察法施 行令(昭和29年政令第151号)に規定されている道府県警察本部の内部組織の基準が一 部改正されることを考慮し、警務部の所掌事務にオウム真理教犯罪被害者等を救済する ための給付金の支給に関する法律に規定する給付金に関することを加えることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年12月18日から施行することとした。

条 例

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例をここに公布する。

平成20年10月21日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第38号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人 の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例

(高知県情報公開条例の一部改正)

第1条 高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ウ(エ)中「民法(明治29年法律第89号)第34条の法人」を「一般 社団法人及び一般財団法人」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第3号中「以下こ の条」を「以下この項」に改める。

(高知県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号ウ(エ)中「民法(明治29年法律第89号)第34条の法人」を「一般 社団法人及び一般財団法人」に、「及び」を「並びに」に改める。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年高知県条例第51号)の一部を次のように改正する。

題名中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第2条第1項第1号中「法人の」を「一般社団法人又は一般財団法人の」に、「基本 金」を「基本財産」に、「出えんしている法人」を「拠出しているもの」に、「法人 で」を「もので」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年高知県条例第41号) の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公 益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員

- の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。 (高知県立自然公園条例の一部改正)
- 第6条 高知県立自然公園条例(昭和33年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人」を「とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第7条 高知県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年高知県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条の表中「この号の右欄」を「以下この号」に改め、「において準用する民法 (明治29年法律第89号) 第51条第1項の設立の時」を削る。

第13条中「において準用する民法第51条第1項」を削る。

(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第8条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46 号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(高知県文化財保護条例の一部改正)

第9条 高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第38条第2項中「財団」を「一般財団法人及び法人でない財団」に改める。 (警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第10条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号) の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(高知県職員定数条例等の一部改正)

- 2 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法 人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。
- (1) 高知県職員定数条例(昭和24年高知県条例第31号)第2条第2項第4号
- (2) 高知県学校職員定数条例(平成14年高知県条例第4号)第3条第2項第6号
- (3) 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年 高知県条例第40号)第4条第4号
- (4) 高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知県条例第14号)第10条第 4項第4号

高知県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

账

平成20年10月21日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第39号

高知県行政手続条例の一部を改正する条例

高知県行政手続条例(平成7年高知県条例第45号)の一部を次のように改正する。 目次中

「第5章 届出(第36条)

な

「第5章 届出(第36条)

第6章 意見公募手続等(第37条-第44条)|

に改める。

第1条中「に関する手続」を「に関する手続並びに規則等を定める手続」に改める。 第2条第2号中「第13条第2項第5号」を「第9号、次条第2項第2号及び第3号、第 13条第2項第5号並びに第38条第4項第4号及び第8号」に改め、同条第6号中「。次条 第4号において「警察本部等」という」を削り、同条に次の1号を加える。

(9) 規則等 県の機関が定める次に掲げるものをいう。

ア規則

- イ 処分の要件を定める告示
- ウ 行政手続法第2条第8号口に規定する審査基準
- エ 行政手続法第2条第8号ハに規定する処分基準
- オ 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に 対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)

第3条第5号中「以下この号において」を「以下」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 次に掲げる規則等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。
- (1) 条例の施行期日について定める規則
- (2) 規則を定める行為が処分に該当する場合における当該規則
- (3) 法律又は条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則
- (4) 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める規則等
- (5) 行政手続法第2条第8号ロに規定する審査基準、同号ハに規定する処分基準又は 行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は規則等を定める 県の機関(以下「規則等制定機関」という。)の判断により公にされるもの以外のも の

第4条に次の1項を加える。

- 2 次に掲げる規則等を定める行為については、第6章の規定は、適用しない。
- (1) 県の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める規則等
- (2) 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における 競争試験について定める規則等
- (3) 県の予算、決算及び会計について定める規則等(入札の参加者の資格、入札保証金その他の県の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める規則等を除く。)並びに県の財産及び物品の管理について定める規則等(県が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める規則等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。)

- (4) 地方自治法第2編第11章に規定する普通地方公共団体相互間の関係その他の地方 公共団体相互間の関係について定める規則等(前項の規定によりこの条例の規定を適 用しないこととされる処分に係る規則等を含む。)
- (5) 行政手続法第4条第2項第2号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める規則等(当該法人に対する処分であって、当該法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又は当該法人の役員若しくは当該法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る規則等を除く。)

第34条中「これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項」を「行政指導指針」 に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 意見公募手続等

(規則等を定める場合の一般原則)

- **第37条** 規則等制定機関は、規則等を定めるに当たっては、当該規則等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。
- 2 規則等制定機関は、規則等を定めた後においても、当該規則等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該規則等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

(意見公募手続)

- 第38条 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合には、当該規則等の案(規則等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
- 2 前項の規定により公示する規則等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該規則等の題名及び当該規則等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。
- 3 第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上でなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。
- (1) 公益上、緊急に規則等を定める必要があるため、第1項の規定による手続(以下「意見公募手続」という。)を実施することが困難であるとき。
- (2) 納付すべき金銭について定める法律又は条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法律又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。
- (3) 予算の定めるところにより金銭の給付(貸付けを含む。)の決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするとき。
- (4) 法律又は条例の規定により、地方自治法第180条の5第1項若しくは第2項に規定する委員会又は同法第202条の3第1項に規定する機関(以下「委員会等」という。)の議を経て定めることとされている規則等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律若しくは政令又は条例の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして規則で定める規則等を定めようとするとき。
- (5) 当該規則等制定機関以外の県の機関が意見公募手続を実施して定めた規則等又は 国の機関が行政手続法第39条第1項の規定による手続を実施して定めた同法第2条第

8号に規定する命令等(同法第40条第2項の規定により当該手続を実施しないで定められたものを含む。)と実質的に同一の規則等を定めようとするとき。

- (6) 法律又は条例の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則等を定めようとするとき。
- (7) 規則等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等 の廃止をしようとするとき。
- (8) 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として規則で定めるものを内容とする規則等を定めようとするとき。

(意見公募手続の特例)

- 第39条 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合において、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該規則等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。
- 2 規則等制定機関は、委員会等の議を経て規則等を定めようとする場合(前条第4項第4号に該当する場合を除く。)において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を 実施したときは、同条第1項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを 要しない。

(意見公募手続の周知等)

第40条 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

(提出意見の考慮)

第41条 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定める場合には、意見提出 期間内に当該規則等制定機関に対し提出された当該規則等の案についての意見(次条に おいて「提出意見」という。)を十分に考慮しなければならない。

(結果の公示等)

- 第42条 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定めた場合には、当該規則等の公布(公布をしないものにあっては、公にする行為。第5項において同じ。)と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。
- (1) 規則等の題名
- (2) 規則等の案の公示の日
- (3) 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)
- (4) 提出意見を考慮した結果(意見公募手続を実施した規則等の案と定めた規則等と の差異を含む。)及びその理由
- 2 規則等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に 代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公示することができる。この場合 においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該規則等制定機関の事務所にお ける備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
- 3 規則等制定機関は、前2項の規定により提出意見を公示し、又は公にすることにより 第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見 の全部又は一部を除くことができる。
- 4 規則等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず規則等を定めないこととした場合には、その旨(別の規則等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。)並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速

やかに公示しなければならない。

- 5 規則等制定機関は、第38条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。
- (1) 規則等の題名及び趣旨
- (2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由 (進用)
- 第43条 第41条の規定は第39条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第39条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合について、前条第4項の規定は第39条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第41条中「当該規則等制定機関」とあるのは「委員会等」と、前条第1項第2号中「規則等の案の公示の日」とあるのは「委員会等が規則等の案について公示に準じた手続を実施した」と、同項第4号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(公示の方法)

- 第44条 第38条第1項並びに第42条第1項(前条において読み替えて準用する場合を含む。)、第4項(前条において準用する場合を含む。)及び第5項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。
- 2 前項の公示に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知県行政手続条例(以下「新条例」という。)第2条第9号に規定する規則等(以下「規則等」という。)を定める同条第6号に規定する県の機関(以下「規則等制定機関」という。)は、規則等を定めようとするときは、この条例の施行前においても、新条例第6章の規定の例によることができる。この場合において、同章の規定の例により実施した手続は、新条例の適用については、当該規則等制定機関が同章の規定により実施したものとみなす。
- 3 前項の規定の適用がある場合を除き、規則等制定機関がこの条例の施行の日から60日 以内に定める規則等については、新条例第6章の規定は、適用しない。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月21日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第40号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正す る条例

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例 第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「常任委員会等」を「常任委員会等若しくは地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成20年10月21日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第41号

高知県税条例の一部を改正する条例

第1条 高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

······

第5条第1項中「(不服申立てに関する事項を除く。)」及び第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第53条第48項及び第63条第3項並びに第72条の49第7項及び第11項並びに第72条の54第3項並びに第700条の15第9項並びに地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第24条の3第6項(政令第24条の4第6項、第24条の4の2、第24条の4の3第3項及び第24条の5において準用する場合を含む。)の規定による関係都道府県知事に対する通知に関する事項

第5条第1項第5号中「第72条の40第1項及び法」を「第72条の40及び」に改め、「並びに法第72条の40第2項の規定による法人の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事を経由して行う税務官署に対する請求」を削り、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 法第72条の49第7項の規定による総務大臣に対する報告に関する事項 第5条第1項第9号中「による」を「による関係市町村の長に対する」に改め、同項 中第11号及び第12号を削り、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。
- (10) 法第750条第6項(法第752条第6項及び第754条において準用する場合を含む。)の規定による関係地方団体の長に対する通知に関する事項

第5条第1項第13号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (13) 第33条ただし書及び第72条ただし書の規定による課税免除の承認に関する事項 第5条第1項中第16号を削り、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同号の前 に次の1号を加える。
- (14) 不申告等に関する過料の決定に関する事項

第5条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、「(不服申立てに関する事項を除く。)」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 証紙徴収の方法によって徴収する自動車税に関する事項(第143条第1項ただ

し書の規定による課税免除の承認に関する事項を含む。)

第5条第2項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前号に掲げるもののほか、高知県中央西県税事務所長の所轄する課税地に係る 自動車税に関する事項

第5条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、「(不服申立てに関する事項を除く。)」を削り、同条第5項中「第20条の4」を「第20条の4第1項」に改め、同条第6項中「前4項」を「第2項から前項まで」に改める。

第32条第2項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)」を「政令」に改める。

第2条 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 第39条の2第3号エの規定による寄附金の指定に関する事項 第39条の2に次の1号を加える。
- (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下この号において同じ。)のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として次に掲げるもの
- ア 所得税法第78条第2項第2号の規定により財務大臣が指定した寄附金のうち、 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金。ただし、前号に掲げ る寄附金を除く。
- イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条各号に掲げる法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
- ウ 租税特別措置法第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる寄附金の うち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
- エ アからウまでに掲げる寄附金のほか、本県における教育又は科学の振興、文化 の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして規則で 定めるところにより知事が指定する寄附金

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定並びに附則第 3項及び第4項の規定は平成21年4月1日から施行する。 (進備行為)
- 2 第2条の規定による改正後の高知県税条例(以下「新条例」という。)第39条の2第3号エ(附則第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による寄附金の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、平成21年4月1日前においても、同号エの規定の例により行うことができる。

- 3 新条例第39条の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に 支出する同条第3号に掲げる寄附金について適用する。
- 4 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税についての新条例第39条の2の規定の適用については、同条第3号中「及び租税特別措置法第41条の18の3」とあるのは「及び租税特別措置法第41条の18の3並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号) 附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同

..

法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」と、同号ウ中「第41条の18の3」とあるのは「第41条の18の3及び所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号) 附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。

.....

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月21日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第42号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例(平成12年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。第3条中「及び保健師助産師看護師法施行令」を「、保健師助産師看護師法施行令」に、「に係る」を「及び保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号。以下この条において「省令」という。)に係る」に改め、同条の表1の項中「准看護師の免許手数料」を「准看護師免許手数料」に改め、同表5の項中「准看護師免許証の再交付手数料」を「准看護師免許証再交付手数料」に改め、同項を同表6の項とし、同表4の項中「准看護師免許証の書換え交付手数料」を「准看護師免許証書換え交付手数料」に改め、同項を同表5の項とし、同表3の項を削り、同表2の項中「准看護師の試験手数料」を「准看護師が計算を「企成のように加える。

2 法第15条の2第2項の規定に基づ く准看護師再教育研修の実施 ア 戒告処分を受けた者に対するも の イ アに該当しない者に対するもの	准看護師再教育研修手 数料	49,000円
3 法第15条の2第4項の規定に基づ く准看護師再教育研修を修了した旨 の登録	准看護師再教育研修修 了登録手数料	5,600円

第3条の表8の項及び10の項中「基づく看護婦免状又は看護人免状」を「基づく看護婦 (法第60条の規定により法第53条の規定が準用される看護人を含む。)免状」に改め、同 表に次のように加える。

11 省令第30条第1項の規定に基づく 准看護師試験合格証明書の交付	准看護師試験合格証明 書交付手数料	3,000円
12 省令附則第5項及び第6項第1号の規定に基づく助産婦名簿の謄本の交付	助産婦名簿謄本交付手 数料	4, 300円

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の表1の項の改正規定、同表5の

項の改正規定(「准看護師免許証の再交付手数料」を「准看護師免許証再交付手数料」に 改める部分に限る。)、同表 4 の項の改正規定(「准看護師免許証の書換え交付手数料」 を「准看護師免許証書換え交付手数料」に改める部分に限る。)、同表 2 の項の改正規定 (「准看護師の試験手数料」を「准看護師試験手数料」に改める部分に限る。)及び同表 に 2 項を加える改正規定中同表11の項に係る部分(手数料の名称に係る部分に限る。) は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

高知県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第43号

高知県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

高知県クリーニング業法施行条例(平成12年高知県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第3項第6号を次のように改める。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定洗濯物を取り扱う場合にあっては、前項第2号 及び第4号に掲げる措置を講ずること。

附則

この条例は、公布の目から施行する。

高知県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月21日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第44号

高知県卸売市場条例の一部を改正する条例

高知県卸売市場条例(昭和46年高知県条例第39号)の一部を次のように改正する。 第8条第1項中「法第58条第1項」を「第58条第1項」に改め、「、規則で定めるところにより」を削り、「対し」を「対し、規則で定める」に改め、同条第2項中「許可証」を「許可証(以下この条において「許可証」という。)」に改め、同条第3項中「ときは」を「ときは、遅滞なく」に改め、同条に次の1項を加える。

4 開設者等は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより書換え交付を受けなければならない。

第9条の見出し中「並びに合併及び分割」を「又は合併若しくは分割による開設者等の地位の承継」に改め、同条第1項中「譲受け」を「譲受けによる開設者等の地位の承継」に改め、同条第2項中「分割について」を「分割による開設者等の地位の承継について」に改め、同条第3項中「規定による認可」を「認可」に、「卸売業者」を「卸売業務」に、「例により知事が別に定める」を「例による」に改める。

第10条の見出しを「(相続による開設者等の地位の承継)」に改め、同条第1項中「知事」を「当該相続による開設者等の地位の承継について知事」に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第26条中「次の各号に」を「次に」に、「その旨」を「その旨及び次項に定める事項」

- に、「事項」を「事項(同項第1号から第3号までに掲げる事項に限る。)」に、「同様と」を「、同様と」に改め、同条第1号中「法第58条第1項又は法」を「第58条第1項又は」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 前項前段の規定により公示する事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 開設者等の氏名又は名称及び住所
- (2) 地方卸売市場の名称及び位置又は卸売の業務を行う市場の名称
- (3) 取扱品目又は取扱品目の部類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

附 則

(施行期日)

1 この条例中第16条の改正規定は平成21年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県卸売市場条例第8条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第2項に規定する許可証(以下この項において「許可証」という。)の記載事項に変更を生じた者について適用し、同日前に許可証の記載事項に変更を生じた者については、その申請により、同条第4項の規定による書換え交付を受けることができるものとする。

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成20年10月21日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第45号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例

高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中第23号を第24号とし、第16号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。

附則

この条例は、平成20年12月18日から施行する。

 α